

9月8日の意見表明にあたっての説明資料

平成15年9月4日
日本知的財産仲裁センター
運営委員 菊池 武

はじめに

来たる平成15年9月8日の報告に関して、平成15年9月1日付で意見書を提出致しましたが、論点6及び論点35に関連して、特に、以下、当センターの見解を申し述べます。

第1．論点6 国の責務等

1．当センターの現状について

当センターが平成10年に発足して以来の取り扱い事件一覧は、平成15年8月29日現在で、同封のとおりである。また、当センターは、別に、JPドメイン名紛争処理を独占的に取り扱っている機関であるが、これについても、平成15年8月29日付現在の数字を示す。

当センターは、日本弁護士連合会及び日本弁理士会より、年各800万円の財政支援を受けて、ADR事業を進めているが、未だ、独立の団体として自立するに至っていないのが実状である。

かような実状は、現在、設立後約4ヵ年強経過の段階で、どう評価され、また、その原因は何か、を含め、述べたい。

2．国の財政上の措置による直接的な支援は、問題があるか(論点6関係)

ADR機関のうち、国の機関である裁判所が行っている民事調停法による調停は、潤沢な国家予算が投入され、東京地方裁判所の例でも、同知財部は、多くのコンピュータ関連の事件等の知財関連事件を調停部にまわし、選任された知財関係弁護士及び弁理士による調停事件として処理解決に導いている。

ご参考までにアメリカでは、AAA(アメリカ仲裁協会)は、裁判所からの移送事件を処理(特に知財関係)していると聞くが、日本民事調停法のような裁判所が自らADRを行う仕組みはない。

つまり、財政支援は国に厚く、民間ADRに薄い現状こそ、国と民間との適切な競争を甚しく阻害しているのである。

むしろ、アメリカのように、また、シンガポールのように、調停前置を義務づけるなどの方法により、相互の連携を図るインフラ整備があつてこそ、当センターの活性化が可能になるといっても過言ではない。

勿論、財政支援を直接的に行うことは、ADR機関の独立性を損なう、との強い意見があることは十分承知している。しかし、財政支援は、たとえば、申立人に対する申立費用、代理人に対する資金援助など、法律扶助の範囲を拡大する形でも可能の筈であつて、AD

R機関たるセンターに直接資金投入をしなくても済む話である。

要は、かりに、現状を前提とするなら、裁判所が知財部から調停部にどんどん事件を移送しないで、センターに回付する、という、いわば、アメリカ版の日本への導入を考えない限り、当センターの活性化は、阻害されっぱなしである。

A D R基本法が成立しても、現状を是認したままでは、A D Rは発展しないことは明らかである。

センターとしては、P Rやシンポジウムなど、あらゆる機会をとらえて、普及に努力しているが、それだけでは決して、十分ではない。

更に、他のA D R機関では、保険業界が交通事故に関して、バックアップして運営が軌道に乗っている事例もあり、当センターも、適当な方式で、そのような方式が取られるなら大変望ましいが、交通事件ほど普遍性がない知財事件では、交通事故処理とは同列に論ぜられない。

以上述べたとおり、論点6に関しては、根本的に問題があって、到底賛成できない。

3．適格性（論点35）

各種A D R機関による調停等に執行力が認められるか、あるいは、時効中断効が認められるか、という問題に関し、適格性を付与されるためには、当該A D R機関から適格性のある団体として認定される必要があるのではないかと、といういわゆる「事前確認」の問題である。

私は、9月1日付の回答書において「極めて難しい問題と思うが、必要上やむを得まい」と記入した。しかし、当センターに関しては、この回答は妥当ではない。何故なら、当センターは、弁理士法によって、知財関係事件を処理する団体として、弁理士が弁護士と共同代理できることが承認されているのであり、かかる団体の場合は、更に、「事前承認」を必要としないと解される。

すなわち、当センターには、「事前承認が必要」との一般論は当てはまらないと解する。

日本知的財産仲裁センター 調停・仲裁申立事件一覽

日本知的財産仲裁センター事務局

1998年

事件番号	手続	分野	申立日	第1回期日	左期間	終了日	日数	回数	結果
1998年第1号	調停	商標権	H10.07.27	H10.08.19	24	H11.01.26	184	7	和解成立
1998年(関IP)第1号	調停	商標権	H10.09.07	H10.10.26	50	H11.01.07	123	5	和解成立

1999年

事件番号	手続	分野	申立日	第1回期日	左期間	終了日	日数	回数	最終結果
1999年第1号	調停	意匠権	H11.07.27	H11.08.25	30	H11.10.13	79	3	和解成立
1999年第2号	仲裁	特許権	H11.08.02	H12.06.30	334	H14.10.21	843	9	仲裁判断
1999年(関IP)第1号	調停	特許権	H11.03.15	H11.05.07	54	H11.06.22	100	2	不成立
1999年(関IP)第2号	調停	特許権	H11.03.24	H11.05.12	50	H12.08.08	504	9	和解成立
1999年(関IP)第3号	調停	特許権	H11.08.30	H11.10.07	39	H12.03.27	211	6	不成立
1999年(名古屋IP)第1号	調停	特許権	H11.08.05	H11.10.05	62	H11.12.13	131	4	和解成立
1999年(名古屋IP)第2号	調停	特許権	H11.12.06	H12.01.13	39	H12.06.27	205	6	和解成立

2000年

事件番号	手続	分野	申立日	第1回期日	左期間	終了日	日数	回数	最終結果
2000年第1号	調停	商標権	H12.07.27	H13.03.12	229	H13.05.30	308	3	取り下げ
2000年第2号	調停	特許権	H12.10.04	H13.04.12	191	H13.04.12	191	1	不成立
2000年第3号	調停	特許権	H12.10.23	H13.07.27	278	H14.08.08	655	8	不成立
2000年(名古屋IP)第1号	調停	特許権	H12.07.27	-	-	H12.10.05	71	-	取り下げ(相手方不応諾)

2001年

事件番号	手続	分野	申立日	第1回期日	左期間	終了日	日数	回数	最終結果
2001年第1号	調停	商標権,著作権	H13.06.14	-	-	H13.07.12	29	-	相手方不応諾
2001年第2号	調停	商標権	H13.08.03	-	-	-	-	-	関西支部へ移管(両当事者の合意)
2001年第3号	調停	特許権	H13.08.08	H13.10.30	84	H13.12.10	125	2	不成立
2001年(関IP)第1号	仲裁	特許権,実用新案権	H13.03.07	H13.08.30	177	H14.09.20	563	10	仲裁判断
2001年(関IP)第2号	調停	商標権	H13.08.03	H13.11.07	97	H13.12.19	139	2	和解成立(2001年第2号)
2001年(関IP)第3号	調停	著作権	H13.11.18	-	-	H13.12.26	39	0	相手方不応諾
2001年(関IP)第4号	調停	意匠権	H13.12.07	-	-	-	-	-	相手方不応諾
2001年(関IP)第5号	調停	特許権	H13.12.12	-	-	-	-	-	相手方不応諾

2002年

事件番号	手続	分野	申立日	第1回期日	左期間	終了日	日数	回数	最終結果
2002年第1号	調停	知財に関する契約	H14.07.18	-	-	H14.07.30	13	-	相手方不承諾
2002年第2号	調停	著作権	H14.07.18	H14.08.26	40	H15.04.15	272	4	不成立
2002年第3号	調停	知財に関する契約	H14.09.05	H14.10.24	50	H15.06.30	299	9	不成立
2002年(関IP)第1号	調停	特許権	H14.09.06	H14.12.19	105			4	係属中
2002年(名古屋IP)第1号	調停	特許権	H14.01.15	H14.02.26	43	H14.07.26	193	3	取下げ

2003年

事件番号	手続	分野	申立日	第1回期日	左期間	終了日	日数	回数	最終結果
2003年第1号	調停	特許権	H15.04.02	-	-	H15.04.15	14	-	相手方不承諾
2003年第2号	調停	特許権	H15.05.16	-	-	H15.06.02	18	-	相手方不承諾
2003年第3号	調停	特許権	H15.05.16	-	-	H15.06.02	18	-	相手方不承諾
2003年第4号	調停	特許権	H15.05.16	-	-	H15.06.02	18	-	相手方不承諾
2003年第5号	調停	特許権	H15.05.16	-	-	H15.06.02	18	-	相手方不承諾
2003年第6号	調停	特許権	H15.07.01	-	-	H15.07.25	25	-	相手方不承諾
2003年第7号	調停	不競法上の形態模倣	H15.08.15						係属中
2003年(関IP)第1号	調停	意匠権	H15.07.30						相手方不承諾
2003年(名古屋IP)第1号	調停	意匠権	H15.02.19	-	-	H15.03.10	20	-	取下げ
2003年(名古屋IP)第2号	調停	特許権	H15.03.14	H15.04.21	39	H15.06.02	81	2	不成立
2003年(名古屋IP)第3号	調停	特許権	H15.03.18	H15.05.15	59	H15.06.04	79	1	取下げ
2003年(名古屋IP)第4号	調停	特許権	H15.03.18	H15.06.02	77	H15.06.04	79	1	取下げ
2003年(名古屋IP)第5号	調停	特許権	H15.03.24	-	-			-	相手方不承諾
2003年(名古屋IP)第6号	調停	特許権	H15.05.07			H15.06.04	29	-	取下げ
2003年(名古屋IP)第7号	調停		H15.07.14						
2003年(名古屋IP)第8号	調停	特許権	H15.07.29						
2003年(名古屋IP)第9号	調停	特許権	H15.07.29						
2003年(名古屋IP)第10号	調停	意匠権	H15.08.05						
2003年(名古屋IP)第11号	調停	商標権	H15.08.26						

日本知的財産仲裁センター J P ドメイン名紛争処理申立事件一覧

日本知的財産仲裁センター事務局

事件番号	J P ドメイン名	手続開始日	裁定期限日	現状/裁定	JPRS(2002年3月31日以前はJPNIC)の対応
1	JP2000-0001 AXIS.CO.JP	2000/11/13	2000/12/28	取下げ	
2	JP2000-0002 GOO.CO.JP	2000/11/24	2001/2/7	移転	2002年11月28日裁定結果実施 地裁判決:2002年4月26日,本件請求棄却 高裁判決:2002年10月17日,本件控訴棄却
3	JP2000-0003 YUZAWAYA.CO.JP	2001/1/4	-	取下げ	
4	JP2001-0001 ITOYOKADO.CO.JP	2001/1/15	2001/3/14	移転	2001年4月5日裁定結果実施
5	JP2001-0002 SONYBANK.CO.JP	2001/1/25	2001/3/22	移転	2003年4月8日裁定結果実施 地裁判決:2001年11月29日,本件訴えを却下
6	JP2001-0003 ICOM.NE.JP	2001/2/1	2001/3/30	移転	2001年4月20日裁定結果実施
7	JP2001-0004 REDHAT.CO.JP	2001/2/8	-	取下げ	
8	JP2001-0005 MP3.CO.JP	2001/3/16	2001/5/15	移転	出訴され裁定結果否定(確定) 地裁判決:2002年7月15日,本訴請求を認容
9	JP2001-0006 RCC.CO.JP	2001/4/4	2001/7/6	移転	2001年7月31日裁定結果実施
10	JP2001-0007 SUNKIST.CO.JP	2001/4/6	2001/6/5	移転	2001年7月13日裁定結果実施
11	JP2001-0008 HTV.CO.JP HTV.JP	2001/5/23	2001/8/8	移転	2001年9月4日裁定結果実施
12	JP2001-0009 ARMANI.CO.JP	2001/5/29	2001/7/24	移転	2001年12月28日裁定結果実施
13	JP2001-0010 IYBANK.CO.JP	2001/9/4	2001/11/13	移転	2002年8月21日裁定結果実施 地裁判決:2002年5月30日,本件請求棄却
14	JP2002-0001 PRO-LEX.CO.JP	2002/3/7	2002/6/19	取消	2002年7月16日裁定結果実施
15	JP2002-0002 -	-	-	取下見做	取下見做(方式不備のため)
16	JP2002-0003 J-PHONE.CO.JP J-PHONE.JP	2002/4/12	2002/6/6	移転	2002年8月29日裁定結果実施
17	JP2002-0004 BARNESANDNOBLE.JP	2002/5/20	2002/7/15	移転	2002年9月6日裁定結果実施
18	JP2002-0005 DIOR.CO.JP	2002/5/14	2002/7/2	移転	2002年11月27日裁定結果実施
19	JP2002-0006 JACCS.CO.JP	2002/5/22	2002/7/4	移転	2002年8月29日裁定結果実施
20	JP2002-0007 PHARMACIA.JP	2002/6/26	2002/8/20	移転	2002年9月11日裁定結果実施
21	JP2003-0001 MOTORUP.CO.JP	2003/4/3	2003/5/30	取消	2003年6月27日裁定結果実施
22	JP2003-0002 -	-	-	取下見做	取下見做(申立人変更のため)
23	JP2003-0003 LASTMINUTE.JP	2003/6/4	2003/7/29	移転	2003年8月19日裁定結果実施
24	JP2003-0004 IMMUNOCAL.CO.JP	2003/8/26			係属中